

令和2年度第1回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和2年7月3日（金）午前10時

仙台第3合同庁舎2階会議室

補佐 定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第1回、宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。

私は、賃金室室長補佐の真砂と申します、本日はどうぞよろしくお願いたします。事前に公益代表の鈴木委員が欠席の旨、報告いただいております。

初めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、以上14名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により会議が成立していることを報告いたします。

昨年5月に任命されました委員のうち、労働者代表委員1名が辞任されたため、所定の手続きを経て本年6月に新たに審議会委員の発令をしております。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、令和2年度第1回の審議会であり、また、新しく任命された委員の方がいらっしゃいます。また、事務局側も局長をはじめ新たな体制となったこともあり、賃金室長から委員の皆様及び事務局職員をご紹介させていただきます。

賃金室長 賃金室長の早坂でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元にお配りしてあります資料番号1の名簿により、各委員を紹介させていただきます。

はじめに、公益を代表する委員ですが

赤石委員でございます。

…。

北川委員でございます。

…。

工藤委員でございます。

…。

内藤委員でございます。

…。

次に、労働者を代表する委員ですが

釜石委員でございます。

…。

佐野委員でございます。

…。

この度任命されました阿部委員でございます。

…。

引き続きの委員であります照井委員でございます。

…。

新関委員でございます。

…。

次に、使用者を代表する委員ですが、

阿部委員でございます。

…。

稲妻委員でございます。

…。

大内委員でございます

…。

佐藤委員でございます。

…。

星委員でございます。

…。

次に職員の紹介をさせていただきます。

宮城労働局の毛利局長でございます。

…。

労働基準部の石田部長でございます。

…。

賃金室の真砂室長補佐でございます。

…。

賃金室の寺島専門監督官でございます。

…。

賃金室の長谷川安全専門官でございます。

…

賃金調査員の伊藤でございます。

…。

以上となります、皆様、どうぞよろしくお願いたします。

補佐 それでは議事に入りますが、本審議会の会長及び会長代理につきましては、昨年の7月5日に開催されました令和元年度第1回宮城地方最低賃金審議会におきまして、会長に赤石委員、会長代理に工藤委員が選任されています。つきましては、これからの議事進行は会長の赤石委員にお願いいたします。

赤石会長 それでは、議事進行を事務局から引き継ぎます。
本年度はコロナ禍の影響で非常に世の中混乱しているという状況で、毎年最低賃金を決定するのは大変ですが、本年度は昨年以上にみなさまのご協力を得て厳格で公平公正な審議を進めていきたいと考えています。どうぞよろしく申し上げます。

議事に入ります前に、宮城地方最低賃金審議会運営規定第6条に則り、本日第1回及び次回第2回の審議会については、公開といたします。その後は、採決並びに採決に至る審議については、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、非公開といたします、

議事録及び会議資料について、公開の審議は公開といたします。非公開の審議会は、非公開としますが、代わりに議事要旨を作成して公開といたします。

以上のとおりでよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

赤石会長 宮城地方最低賃金審議会運営規程第7条に則り、本日の議事録署名委員を私より指名させていただきます。

労働者側委員は新関直人委員、使用者側委員は星幸一委員にお願いいたします。

それでは、議題(1)「宮城県最低賃金の改正決定の諮問について」、局長から諮問をお受けしたいと思います。

局長 宮城県最低賃金の改正決定について、諮問いたします。

宮労発基0703第1号

令和2年7月3日

宮城地方最低賃金審議会

会長 赤石雅英 殿

宮城労働局長

毛利 正

宮城県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和 55 年宮城労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

赤石会長 それでは事務局で、諮問文の写しを各委員に配付してください。

赤石会長 局長からご発言をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

局 長 委員の皆様には、何かとご多忙の中、宮城地方最低賃金審議会にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいま、令和 2 年度の宮城県最低賃金の改正につきまして諮問させていただきました。

現行の宮城県最低賃金は、昨年 10 月 1 日に改正し、約 9 か月経過したところではありますが、本年度においても県内における一般労働者の賃金水準の改定状況、生計費の状況、経営の状況、雇用情勢の推移などを総合的に勘案し、改正決定の必要があるとの判断に至り、本審議会での調査審議をお願いする次第です。

最低賃金につきましては、昨年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）」等において、「経済の好循環を実現するためその引上げは重要であるとの認識の下、経済成長率の引き上げや生産性の底上げを図りつつ、賃上げしやすい環境整備への取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す」等としていたところであり、昨年はそうした方針に配慮したご審議をお願いし、その結果を踏まえ、過去最大の 26 円の引上げとなったところです。

そうした全国的な賃上げの流れが継続している中、本年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、我が国においてもこれが雇用・経済に非常に大きな影響を与えているところです。

国内の雇用情勢は、令和 2 年 5 月の有効求人倍率は 1.20 倍と前月より 0.12 ポイント低下し、新規求人数が前月比 8.6% 減少となる等、求人が減少している状況にあります。

また、令和 2 年 5 月の全国の完全失業率は 2.9% と前月より 0.3 ポイントの上昇となっているほか、休業者数が 423 万人と前年同月

差で274万人と大きな増加となっています。

宮城県内の雇用情勢につきましても、令和2年5月の有効求人倍率は1.26倍と前月より0.07ポイント低下し、新型コロナウイルスによる解雇見込み者数が令和2年3月以降増加を続けているなど、厳しい状況となっているところです。

こうした中、本年の最低賃金の検討にあたっての政府としての考え方について、「全世代型社会保障検討会議」における労使等関係者のご意見も踏まえ、安倍総理から「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先の課題である」という考え方が示され、その上で厚生労働大臣に対して、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるように」という指示がなされたところです。

この政府の方針が示されたことも踏まえて、本年度の中央最低賃金審議会への目安額の諮問がなされたものとなっております。

本審議会におきましても、中央最低賃金審議会がそのような方向性をもって審議した目安額や地域の実情などを勘案して審議をお願いしたいと考えております。

我々事務局としましては、本審議会が円滑に進められますよう努力する所存でございますので、どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

赤石会長 ただ今、局長から宮城県最低賃金の改正について、諮問を受けました。何か質問等がございましたらお願いします。

委 員 (質疑なし)

赤石会長 それでは、改正について審議を開始することといたします。
次に議題(2)「宮城県最低賃金専門部会の設置及び廃止並びに関係者からの意見聴取について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長 御説明いたします。

最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されておりますので、宮城県最低

賃金専門部会を設置していただきたいと存じます。

専門部会には、関係労使から各3名の委員候補者の推薦をしていただくため、本日、専門部会委員の推薦公示を行います。推薦期限は7月17日金曜日とさせていただきます。

また、設置されました専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項により

「専門部会の設置を議決する総会において、あらかじめ、専門部会がその任務を終了したとき、具体的には、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したときは、当該専門部会を廃止する旨の議決を行うことができる」

とされておりますので、本日の審議会において、その旨の議決をお願いいたします。

関係者からの意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」と規定されています。この意見聴取につきましても、本日公示を行うこととし、こちらも意見提出の締切りを7月17日金曜日とさせていただきます。御了承をお願いいたします。

この関係労働者及び関係使用者からの意見聴取は、以前から委員の皆様の御了解により、審議会の場において意見陳述を行い、参考人は2人で1人10分以内の陳述とすることとし、本年度においても同様に、第2回の審議会の場で参考人の意見陳述を行うこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

赤石会長 ただ今の説明につきまして、御質問等がありますか。

委 員 （質疑なし）

赤石会長 それでは、特になんということですので、最低賃金法の規定に基づき宮城県最低賃金の改正について審議を行う専門部会を設置することといたします。

また、専門部会委員の関係労使からの推薦期限及び意見聴取の締切りはいずれも7月17日金曜日ということにさせていただきます。

次に、専門部会の廃止についてですが、あらかじめその任務が終了したとき、具体的には、

「当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したときに廃止する」

ということで、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

赤石会長 それでは、専門部会がその任務を終了したときには、廃止するということにいたします。

次に、議題(3)「最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 最低賃金審議会令第6条第5項には、
「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」
と規定されています。

当審議会におきましては、専門部会の金額審議について、公労使「全会一致」で決議された場合に、このように取り扱ってきたところです。これから設置されます宮城県最低賃金専門部会においても、この適用をお願いしたいと存じます。

赤石会長 ただ今説明がありましたが、御質問等がありますか。

本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用するという
ことで、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

赤石会長 それでは、本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の公労使「全会一致」で決議された場合には、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたします。

次に、議題(4)「特定最低賃金について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 それでは、説明させていただきます。

宮城における特定最低賃金、従来は産業別最低賃金と呼ばれていたものですが、現在3つの業種に設定されており、関係労使から改正の申出があった場合に、審議会へ改正の「必要性の有無」の諮問

をしています。

3業種の労働団体からは、令和2年度も特定最低賃金額を改正したいとの意向が表明され、事務局としましては、「最低賃金に関する実態調査」を実施しているところでございます。例年どおりですと、7月20日前後に「改正の申出書」が提出されることとなります。

この改正の「必要性の有無」の審議については、特別小委員会を設置して審議することができることになっておりますが、宮城においては平成10年以降審議の促進を図るということで、特別小委員会を設けなくて、本審の場で御審議いただいていた経過がございます。

今年度も、改正の「必要性の有無」の審議にあたり、特別小委員会を設置しないで、従来どおり本審において行うこととしたいと存じますが、それでよろしいか御確認をお願いいたします。

赤石会長 ただ今の事務局の説明につきまして、何か質問や確認することはありますか。

委 員 （質疑なし）

赤石会長 それでは、特定最低賃金の改正の「必要性の有無」の審議は、本年度も特別小委員会を設けず、次回の本審の場で行うということでしょうか。

委 員 （異議なし）

赤石会長 それでは、特定最低賃金の改正の「必要性の有無」の審議は、特別小委員会を設けず、本審の場で行うことにいたします。

赤石会長 次に議題(5)「その他」について、事務局から何かありますか。ありましたら、説明をお願いします。

賃金室長 会議資料の説明となります。座って説明させていただきます。

資料1から3は、現在の本審議会委員の名簿と審議会及び専門部会の運営規定です。参考まで添付いたします。

資料番号1は、宮城地方最低賃金審議会委員の名簿であります。現在の第43期審議会委員の名簿です。

資料番号2は、宮城地方最低賃金審議会運営規程です。本審の運営

規定です。

資料番号3は、宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)です。

専門部会運営規定は、専門部会がその都度設置・廃止となることから、設置の際の案を添付しております。

資料4から6は、令和元年度の審議の状況や専門部会報告、審議会長名の答申文でございます。例年ですと3月に開催する審議会でお渡ししている資料ですが、今年は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、3月の審議会の開催を見送ったことから、本日お配りしているものです。

資料番号4は、令和元年度最低賃金審議状況一覧表です。昨年度の審議会開催状況につきまして、日付と回数などを載せております。1の本審は、第1回は令和元年7月5日、第2回は8月1日開催という状況で計4回開催しております。7月5日の第1回本審では、会長、会長代理選出、宮城県最低賃金の改正決定の諮問など、8月1日第2回の本審では、中賃目安の伝達、労使委員基本的主張、関係者から変動率の意見聴取を行いました。8月5日の第3回本審では、専門部会報告及び採決、答申が行われました。8月21日第4回本審では、異議申出についての諮問、特定最賃改正決定の必要性についての審議という答申が行われました。第5回目は、3月に開催予定でしたが、新型コロナ感染症対策のため、中止となっております。当初は延期でしたが、結果的に中止となりました。

2の地域別最低賃金専門部会につきましては、8月1日から5日まで、計3回審議が行われました。

地域別最低賃金、すなわち宮城県最低賃金につきましては、以上のような審議状況で3回の専門部会の審議においても前回一致とはならず、本審における採決を行い、3年連続、10月1日改定発効となった次第です。

特定最賃の審議につきましては、鉄鋼業、電子部品等製造業、自動車小売業は、それぞれ3回の専門部会を開いてすべて全会一致とする専門部会報告をいただきました。審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と記載されており、この点につきましては、8月21日の第4回本審において、公労使全会一致で決議された場合は、この規程を適用するというところをご承認いただいておりますので、本審を開催せず、公示の手続きとなりました。

3つの特定最低賃金は、10月9日までに答申となり、一昨年度と同様に発効日を統一して12月15日発効となりました。今年の審議日程の参考にさせていただければと思います。

資料番号5は、宮城県最低賃金の改正決定に関する報告書です。これは先ほどの資料4の2地域別最低賃金専門部会の最終日である8月5日に行われた専門部会長から部会長への審議結果報告になります。

資料番号6は、宮城県最低賃金の改正決定について答申文です。これは7月5日に開催された第1回本審において労働局長からの諮問を受け、宮城地方最低賃金審議会が調査審議を行った結果を8月5日開催の第3回本審において答申として会長から局長に対して行ったものです。

資料7から10についても、例年、3月の審議会でお渡ししている資料です。

資料番号7は、宮城県の最低賃金の推移一覧表です。平成20年度から令和元年度までの12年間にわたり、最低賃金の推移を掲載しています。平成23年度は、東日本大震災が発生し、大きな被害が出たため、引上額は、県最賃、特定最賃ともすべて1円となりました。平成26年度以降は、東日本大震災からの復旧復興を背景に、最低賃金の引上額は、県最賃、特定最賃ともすべて二けたとなりました。令和元年度につきましては、鉄鋼業2.78%、電子部品等製造業が2.5%、自動車小売業が2.89%、引上率は、宮城県最低賃金の3.26%には及びませんが、それぞれ高い数値となっています。地域最賃の伸びが大きくなったこの数年は、特定最賃の引上げも大きくなっている状況です。

続きまして資料番号8は、宮城県の最低賃金に係る影響率、未満率の推移です。未満率というのは、最低賃金を下回っている労働者の割合を言いまして、5月から6月にかけて実施した最低賃金の実態調査結果をもとに算出しております。

例えば、表一番下の自動車小売業ですと、令和元年度の未満率は2.56%となっていますが、これは調査をした時の自動車小売業の特定最賃額の865円を下回る労働者の割合が2.56%存在したということを表しています。

また、影響率とは、最低賃金を上げた場合にどれだけの労働者に影響が出るか、という割合です。自動車小売業を例にしますと、令和元年度の12月15日から自動車小売業の最低賃金の時間額が890円に

改正されましたが、5月から6月にかけて実施した実態調査の時点で、890円を下回る労働者の割合が4.04%いたということを表しています。一覧表を見ていただきますと、未満率と影響率は、鉄鋼業と自動車小売業で小さい数字で、電子部品等製造業では、大きくなっており、これは、電子部品等製造業が最賃額改定の影響を受けやすい、最賃額の影響が大きい業種だということを表しています。

資料番号9一番。令和元年度最低賃金の周知に係る取組状況です。これは、賃金室で昨年度実施いたしました広報活動の実績を記載しています。労働局長から会長への諮問の時、会長から労働局長への答申の時など節目節目で報道機関への発表を行い、最低賃金が決定された後は、自治体が発行する広報誌、商工会議所、商工会など使用者団体が発行する機関誌などを利用した周知と、ポスター、リーフレットによる周知を行いました。これらは毎年実施していますが、昨年度はさらにローカルFM放送による周知、ユアテックスタジアムで行われたベガルタ戦においてフィールドサインLEDによる周知、仙台市地下鉄の全車両に最賃ステッカーを貼ることによる周知、周知用上り旗の設置、最賃シールを作成して宮城労働局で使用する封筒に貼ることによる周知、宮城労働局のメールマガジンによる広報となっております。

続きまして資料番号10。最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移です。最低賃金の履行確保監督は、例年10月に最低賃金が改正されますので、翌年の1月から3月までの3か月間を重点期間として、県内の各監督署で最低賃金の履行状況、労務管理状況について監督指導を実施しているものであります。この監督指導に関する平成18年から令和2年までの15年間についての取りまとめです。左側の法違反の状況、違反率を見ていただきますと、最低賃金の引き上げ額が大きかったためか、27年以降の違反率は12%以上となっております。令和2年1月から3月まで行った監督指導では、実施した195事業所のうち30事業所において最低賃金を下回る違反が認められ、違反率は前年から0.7%増加し、15.4%という結果でした。左側の欄の法違反の状況のうち違反率を見ていただきますと、令和2年は平成24年以降で最も高い違反率となっております。

真ん中の法違反の認識状況を見ますと、「適用される最賃額を知っている」が昨年度よりも5%増加しており、「金額は知らないが最賃額が適用されることは知っていた」が昨年度より5%ほど減少し、「最賃が適用されることを知らなかった」が0%となっております。

最低賃金の周知につきましては、引き続き丁寧に行っていきたく

思います。

また、一番右の欄の「最低賃金額未満労働者の状況」ですが、未満労働者数の比率が、3.4%で、昨年度と比べて1.4%減少しています。また、法違反の認識では、「最低賃金が適用されることを知らなかった事業場」は、ここ4年間は1%未満で、最低賃金が一定程度周知されているということですが、違反率が高いことから、引き続き広報活動の実施と最低賃金の周知広報が必要であると考えています。

資料11番と12番ですが、特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数、並びに今年度の特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況の資料になります。

資料12番。3月9日に3つの業種の労働組合から令和2年度の特定最低賃金について改正の意向が表明されています。

宮城県鉄鋼業最低賃金につきましては、基幹労連宮城県本部委員長青田浩一様から、宮城県電子部品等製造業最低賃金につきましては、電機連宮城地方協議会議長佐藤斉様とJAM南東北宮城県連合会会長佐藤俊晴様との連名で、宮城県自動車小売業最低賃金につきましては、自動車総連宮城地方協議会議長伊藤貢様からの意向表明がありました。

この例年の流れによりますと、7月中旬までにそれぞれの適用労働者の半分以上を超える労働者の同意があり特定最低賃金の改正申出書が提出され、その後改正の必要性について本審でご審議いただくこととなりますのでよろしくお願ひします。

事務局では、その申し出を受け、最低賃金に関する実態調査結果等資料を準備いたします。

資料番号11。令和元年度宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数です。この数字は平成28年経済センサス活動調査の集計結果を基にしていて、県内の特定最低賃金の対象業種に該当する産業分類の事業場を抽出して、その後平成30年、令和元年の最低賃金実態調査などで把握した廃止事業所の数を差し引くなどしています。

また、直接電話で補足調査するなどして事業所数や労働者数を把握しています。

この中で、電子部品等製造業適用労働者数が、前年の18,073人から14,694人へと約3,300人減少しております。これは、前年の平成30年度に実施した最低賃金基礎調査で、電子部品等製造業の調査対象労働者数が5,416人に対して、適用除外労働者数が877人、16.2%であったのに対して、令和元年度に実施した最低賃金基礎調査では、

電子部品等製造業の調査対象労働者数が 2,950 名に対して適用除外労働者数が 940 人、31.9%と適用除外労働者が占める割合が大幅に増加しており、当該人数により復元させたことにより、適用除外労働者の推計人数が増加したため、適用労働者数が減少しました。

今お話ししました通り、特定最低賃金には、適用除外労働者がありますが、その数は実態調査で把握した適用除外労働者比率を全体労働者数に掛け算して割り出しております。適用除外労働者数とは、このように算出した適用除外労働者を指しています。

資料の 13 番は「最低賃金引上げに向けた中小事業への支援事業に係る取組状況」です。

始めに、「1 専門家派遣・相談支援事業について」です。

この事業については、平成 28 年 4 月 1 日より賃金室から雇用環境・均等室に変わっておりますので、雇用環境・均等室提出の資料に基づいて概要を説明いたします。

「宮城働き方改革推進支援センター」は、賃金引き上げに対応して中小事業者が抱える様々な経営、労務管理上の課題をワンストップ無料で相談に応じること、事業所へ専門家を派遣してアドバイスをするものです。相談受付等の実績は、表のとおりで、窓口相談件数は、平成 30 年の 355 件から令和元年の 734 件となりました。また、派遣件数も平成 30 年は 169 件から令和元年度は 281 件と増加しております。

次に「2 助成金について」です。業務改善助成金は、設備投資を実施することにより、生産性を向上させ、事業場内の最低賃金額を引上げる事業主に対して、その設備投資の費用を助成するというものですが、これにつきましても平成 28 年 4 月 1 日より所管を賃金室から雇用環境・均等室に移管しております。

資料番号 13 別紙「賃金引上げに関する各種助成金の申請、決定状況」につきましても雇用環境・均等室提出資料に基づいて説明します。

令和元年度の申請件数は、13 件、交付・認定件数は 9 件でした。申請件数 13 件のうち、取下げが 3 件、不交付が 1 件ありました。その前の年は、申請件数が、21 件、交付・認定件数が 13 件でした。申請件数 21 件のうち取下げが 5 件、不交付 1 件、申請後に事業廃止が 2 件ありました。申請時の計画が認められても最終的に支払いには至らないケースが数件あったという結果となっています。

なお、今年度におきましては、中小企業、小規模事業者からの要

望を踏まえまして、最小事業所規模を 30 人以下から 100 人以下に、納税証明書などの添付書類の削減を図る、助成金上限額を 100 万円から 450 万円に上げるなどにより、利用しやすいように改善しているところです。

続きまして資料番号 14 番は、今年 6 月 4 日付けで、全労連東北地方協議会様、全労連北海道地方協議会様、宮城県労働組合総連合様、連名で宮城労働局長宛てに提出されました、「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び、最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請」です。

要請事項につきまして読み上げます。

- (1) 今年度は 2010 年 6 月の雇用戦略対話に基づく「全国時間額 1000 円」の政労使合意を達成させる年であり、確実な現実に向けて強い決意で望むこと。本省や中央最低賃審議会に対して強く要望すること。
- (2) 地域間の格差を生じさせている A・B・C・D ランクを廃止し、生計費を考慮した、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) コロナウイルスで経営に大打撃を受けた中小企業に対する助成の拡充、とりわけ最低賃金を引き上げに資する業務改善助成金制度の拡充を図ること。
- (4) 中小企業の社会保険料の事業主負担や公租公課の減額制度を設けるなど、国による中小企業の負担を大幅に軽減する直接支援を導入すること。
- (5) 地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会の一部非公開(採択部分)となっています。本審同様、専門部会もすべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。
- (6) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。

以上です。

資料番号 15 は、今年 6 月 15 日付けで、宮城全労協様より、宮城労働局長あてに提出されました「「宮城県最低賃金」審議への要請」です。要請事項について読み上げます。

- (1) 「新型コロナウイルス」による感染拡大が低賃金労働者、最賃水準で雇用されている労働者の生活を迫いつめています。失業や

生活保護申請の急増が報告されており、影響は拡大し長期化するだろうと予測されています。雇用を守ると同時に、大幅な最賃引き上げが必要です。

- (2) 「早期に全国加重平均 1,000 円を目指す」との閣議決定からの後退が強く懸念されます。「安すぎる日本の最低賃金」がクローズアップされるなか、日本でも「人間らしい生活のために最賃 1 千 5 百円」の声が若い世代を中心に上げられてきました。「1 千 5 百円達成」をめざし「1 千円超の実現」を求めます。
- (3) 中小企業の経営を支えることは政府の責任であり、必要な施策の実施が求められます。この間、政府予算をめぐって疑義が広がるなか、中小企業の最賃引き上げを支援するために当初・補正予算がどのように投じられるのか、政府に具体的な説明を求めることが必要です。
- (4) パンデミックによる影響が観光産業や農林水産業をはじめ地方に波及しています。ここ数年、最賃の「地域格差」の拡大が大きな問題となってきました。「コロナ危機」のなかにあっても「地域格差」が打開、解消されないとすれば、地方の経済・社会への打撃はさらに深まることとなります。全国一律最賃に踏み切るときです。

以上です。

続きまして参考資料です。

いろいろな資料を添付しています。

今春闘に係る労働組合及び使用者団体の広報や、県内の経済、雇用情勢の他、働き方改革推進における各種支援策などを添付しましたのでご覧ください。

このうち、参考資料 6 は、今年 5 月（6 月）に仙台市が行った、新型コロナウイルス感染症による事業所への影響調査を行った結果の資料となっていますので、ご覧ください。

そのほかに、二つの参考図書がございます。

一つは、「令和 2 年度宮城労働局行政運営方針の概要」という冊子を付けておりましたが、今年度宮城労働局の行政目標の PR 版です。今年度に宮城労働局が何をするかが書かれています。2 ページを開いていただきますと、1 (1) A、「最低賃金について効果的な周知広報を図るとともに、最低賃金の履行確保のための監督指導を実施します」という項目が張られています。これは最低賃金額を見直し、それを知っていただいて、守っていただくというものであります。広

報活動と監督指導を展開するという事です。

次に3ページの2(1)「最低賃金、賃金引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援」として最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援が書かれています。これが先ほどお話ししましたワンストップの相談窓口を設置しているということともう一つは、業務改善助成金の活用により賃金引き上げを支援するという事です。

最後に、厚い冊子で「最低賃金決定要覧 令和2年度版」というのをお配りしておりました。簡単に内容をご説明いたします。

5ページから16ページには、最低賃金の決定基準、種類、対象となる賃金など最低賃金制度の概要が記されております。最低賃金は、第一義的には、低賃金労働者の最低賃金を保障し、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図ることが目的ですが、併せて労働力の質的向上や事業の公正な競争の確保し、国民経済の健全な発展に寄与するということが大きなところですよ。最低賃金制度の意義目的について改めてご理解をいただきたいと思ひます。

17ページから21ページは、令和元年度の最低賃金の改正状況が掲載されています。141ページ以降は、最低賃金法の関連法案、中賃目安制度の在り方に関する全員協議会報告、中賃の主な審議状況、答申内容、賃金関係資料、日本標準産業分類の資料が掲載されています。全国統一の審議会の資料ですので今後の審議の参考としていただければと思ひます。

以上でございます。

赤石会長 ただ今の資料の説明につきまして、質問等ありませんか。

委 員 (質疑なし)

赤石会長 本日の諮問について、次回以降の審議会、あるいは今後設置される専門部会で更に議論を深めていただき充実した審議ができればと思ひます。

なお、次回の審議は、7月29日(水)午後1時30分から、場所は婦人会館3階第1研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の審議会をこれで終了します。

以上、この議事録が正確であることを証します。

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____